（検討）

第二条　政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、平成二十三年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（認定の請求等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、児童手当法第七条（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けている者（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、施行日において第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第五条第一号において同じ。）の規定による認定の請求があったものとみなし、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

（子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第四条　次の各号に掲げる者（前条の規定により第六条第一項の規定による認定の請求があったものとみなされた者を除く。）が、平成二十二年九月三十日までの間に同項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一　施行日において現に子ども手当の支給要件に該当している者　施行日の属する月

二　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、その者の養育する子どものすべてが小学校修了後中学校修了前の子どもであるもの　その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

第五条　次の各号に掲げる者が、平成二十二年九月三十日までの間に第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一　附則第三条の規定により第六条第一項の規定による認定の請求があったものとみなされた者であって、施行日において現に小学校修了後中学校修了前の子ども（施行日の前日が十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日である者を除く。）を養育していることにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者　施行日の属する月

二　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者　当該小学校修了後中学校修了前の子どもを養育することとなった日の属する月の翌月

第六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当勘定」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（健康保険法の一部改正）

第七条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（船員保険法の一部改正）

第八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。